

介護保険業務の標準準拠システム移行に関する情報提供依頼（RFI）実施要領

1 背景と目的

本市の介護保険システムは、平成11年に運用を開始し、主に資格・賦課・収納・給付を管理する「介護保険システム1」、主に認定・給付（一部）を管理する「介護保険システム2」、総合事業を管理する「総合事業システム」に分けてシステムを運用してきました。特に介護保険システム1は制度改正等を踏まえた改修を重ね、また、介護保険システム2については、要介護認定申請件数の増加と業務最適化の観点から平成29年度に仮想化技術を取り入れ再構築を行うなど、両システムとも本市介護保険業務の効率化・適正化、市民サービスの向上などに貢献し約20年にわたって本市介護保険業務を支えてきました。

しかしながら、日本全体における課題と同様に本市においても高齢者の人数は年々増え続けており、高齢化の急速な進展に伴う介護・医療ニーズの大幅な増加やさまざまな課題への対応が必要となっています。

そのため、本市においては2025年に向け、横浜型地域包括ケアシステムの構築を進めており、支えあいの地域づくりや、医療・介護の専門職の連携強化を進めることで高齢者が安心して生活し、自らの意思で自分らしく生きることが出来る地域を目指しており、「よこはま地域包括ケア計画」では、実現に向けた施策を令和3年度～5年度まで実施することとされています。

また、本市では要介護認定率が上昇する後期高齢者数の増加に伴い、今後も増え続ける要介護認定申請に対応するため、令和2年11月に「要介護認定事務センター」を設置しました。運営開始から業務集約化が図られ、所要日数短縮効果も見られていますが、更に認定申請から決定までの期間を短縮させる必要があります。こうしたことを踏まえ、次期介護保険システムは、認定事務センターが設立された目的である要介護認定申請増加への対応、ひいては市民サービスの向上を達成するためにも、DX化や業務の効率化が必要になっています。

一方、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」、及び令和3年5月19日に公布された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準化対象となる介護保険システムについては、国が定める移行期限の令和7年度までに、標準仕様書に準拠するシステムの稼働・運用開始を目指す必要性が生じています。

本市の介護保険業務に係るシステムについては、上記のとおり基幹システムである「介護保険システム1」、情報共有基盤システム上にある「介護保険システム2」及び「総合事業システム」があり、一方、区の体制としては、保険年金課で「介護保険システム1」を、高齢・障害支援課で「介護保険システム1」「介護保険システム2」「総合事業システム」をそれぞれ使用し、区の体制に合わせたシステム構築及び改良を行ってきた経緯がある一方、上記システムに加えそれを補完する外部システムも複数存在していることから、データ連携・メンテナンス等も複雑化していることから、標準化を機に次期介護保険システムのあり方についても検討するとともに、介護保険システムを従来のメインフレーム上ではなくガバメントクラウド上において標準化された技術で稼働させることによって、

柔軟なシステム構造と特定のベンダーの技術に偏らない中立なシステム構造をもったシステム構築を図ることとします。

現在、上記の移行計画の実施にあたり、政令市規模の介護保険業務を確実かつ円滑に運用できるシステムの検討が必要不可欠であり、介護保険システムに関する製品・サービス情報を収集しています。さらに、提供いただいた情報や資料については、今後の次期システムに係る調達の検討資料（インプット資料）としたいため、積極的な情報や資料の提供をお願いします。

なお、本情報提供依頼に係る業務については、「介護保険システム標準化に係るコンサルティング業務委託」を受託したアビームコンサルティング株式会社に委託しており、各種資料（配付資料、質問回答、回答依頼資料）の授受等は、アビームコンサルティング株式会社が主体となって進めます。

2 情報提供依頼（RFI）に付する事項

（1）情報提供依頼事項

- 機能要件及び帳票要件に対する対応度、実現方法、費用
- 非機能要件、役務要件、運用保守要件に対する意見
- 構築、運用・保守に関する費用
- 本市より特に質問したい事項に対する意見

依頼事項の詳細は、下表提示資料の「情報提供依頼事項（兼回答様式）」に一覧化しています。

（2）提示資料

分類	資料
実施要領 （ウェブサイトにて公開）	01 情報提供依頼（RFI）実施要領（本資料） 様式1 参加申込書 様式2 参加辞退届
仕様書 （参加申込事業者へ別途配布）	02 介護保険業務の標準準拠システム移行に関する仕様書 03 【別紙1】成果物一覧 04 【別紙2】機能・帳票要件 05 【別紙3】連携要件 06 【別紙4】非機能要件 07 【別紙5】現行業務規模 08 【別紙6】運用要件 09 【別紙7】保守要件 10 【別紙8】委託約款 11 【別紙9】情報共有基盤機能概要説明書 12 【別紙10】SSOシステム_連携方式の概要

分類	資料
RFI 関連資料 (参加申込事業者 へ別途配布)	13 【事業者名】様式1 RFI 実施前提条件・留意事項及び情報提供依頼項目事項 14 【事業者名】様式2 システム構成 15 【事業者名】様式3 費用見積書 16 【事業者名】様式4 RFI 質問票 17 補足資料1 要件の各項目の見方・回答の手引き
回答様式 (参加申込事業者 へ別途配布)	【再掲】04 【別紙2】機能・帳票要件 【再掲】13 【事業者名】様式1 RFI 実施前提条件・留意事項及び情報提供依頼事項 【再掲】15 【事業者名】様式3 費用見積書 【再掲】16 【事業者名】様式4 RFI 質問票

3 実施期間等

以下のとおり実施してください

(1) 実施期間

令和4年8月10日(水)から令和4年9月2日(金)まで

事項	時期
参加表明	令和4年8月19日(金)午後5時まで
質問受付 (質問回答)	令和4年8月22日(月)午後5時まで (回答予定時期 8月26日(金))
提出目安	令和4年9月2日(金)午後5時まで

4 参加表明

(1) 参加表明方法

本件への参加申請については、以下の方法で参加表明を行ってください。参加の確認が取れ次第、順次資料一式を電子メールにて配布します。

なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で必ず連絡を行ってください。

- 受付期間 : 令和4年8月19日(金)午後5時まで
- 通知方法 : 様式1 参加申込書に必要事項を記載の上(押印は不要)、参加の旨と連絡担当者を記載した電子メールを送付ください。
- 担当者 : 上門、迎、阿部
- メール送付先 : [TO]横浜市健康福祉局介護保険課
[CC]アビームコンサルティング株式会社
- メールアドレス : [TO] kf-kaigosystem1@city.yokohama.jp
[CC] JPABYOKOKAIGODL@abeam.com
- 件名 : 【横浜市：介護RFI】参加表明(参加者名)

- その他 : メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を実施してください。
(連絡先:横浜市健康福祉局介護保険課 上門 電話番号:045-671-4252)
すべて日本語による対応とします。

5 資料提供依頼に関する質問

(1) 質問方法

本 RFI について質問がある場合は、以下の要領にてご連絡ください。

※質問については随時提出いただいても結構です。

- 提出期限 : 令和4年8月22日(月)午後5時(回答予定時期 8月26日(金))
- 通知方法 : 【事業者名】様式4 RFI 質問票を添付し電子メールを送付
 - メール送付先 : アビームコンサルティング株式会社
 - メールアドレス : [TO] JPABYOKOKAIGODL@abeam.com
[CC] kf-kaigosystem1@city.yokohama.jp
 - 件名 : 【横浜市:介護RFI】資料提供招請に関する質問(参加者名)

6 資料の提出方法

資料の提出については、次の日時、提出先までをお願いします。また、提出内容や資料、期限に関する相談も下記の連絡先までご連絡ください。なお、提出資料のファイル容量が大きい場合にはファイル送信用のツールの活用も可能です。(ただしツールはRFI参加事業者にてご用意ください。ツールを保有していない場合は、別途下記連絡先までご相談ください。)

この際、本 RFI で提示している提出様式については、今後分析等に活用するため、PDF 等への変換を行わずにご提出ください。なお、様式以外で提出いただく資料(例:提案システムパンフレット)については、PDF 等編集のできないデータ形式でも構いません。

また、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を同梱の上送付してください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

- 提出目安 : 令和4年9月2日(金)午後5時
- 通知方法 : 資料を添付し電子メールを送付
- メール送付先 : アビームコンサルティング株式会社
- メールアドレス : [TO] JPABYOKOKAIGODL@abeam.com
[CC] kf-kaigosystem1@city.yokohama.jp
- 件名 : 【横浜市:介護RFI】資料提出(参加者名)

7 ヒアリング等

資料提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、提示いただいた資料にかかる確認事項についてヒアリングさせていただく場合があります。また、提出を受けた資料に対し、照会又は追加の資料提出を依頼する場合があります。

8 デモンストレーション

パッケージシステムによるご提案をいただいた参加者に対し、パッケージシステムのデモンストレーションを依頼させていただく場合があります。

9 留意事項

- (1) 本 RFI の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提供された資料に関しては、返却しません。
- (3) 本 RFI でご提供いただいた資料については「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市（本業務を委託しているアビームコンサルティング株式会社を含む）にて利用します。また、提供いただいた資料は、提供事業者が無断で第三者に開示することはありません。なお、アビームコンサルティング株式会社は、本市との間で守秘義務を含めた業務委託契約を締結しています。
- (4) 本 RFI に伴って配布している資料には一部機密情報が含まれますので、取り扱いには十分に留意し、本 RFI に関する作業以外には使用できないこととします。
- (5) 本 RFI の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束したりするものではありません。また、本 RFI を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。
- (6) ご回答いただいた内容については、今後作成する調達仕様書に反映する場合があります。そのため、機密性が高い情報を含む場合、該当箇所にその旨を記載してください。

以上